

小江戸川越ブランド産品を全国にアピールします！

＜貴方の自慢の商品を小江戸川越ブランド産品の認定に＞

公益社団法人小江戸川越観光協会では、平成17年に「小江戸川越産品のブランド化事業」を立ち上げました。昔から、商業の町、ものづくりのまちとして発展してきた川越には、優れた素材や製法、技術などを活かした川越らしい本物にこだわった魅力ある産品が数多くあります。併せて、新たに地域産品の開発、向上及び普及を図り、川越市の産業の振興に大きく寄与してきました。

このことから当観光協会では、新しい川越の産業振興、地域経済の活性化の為に商業・農業・工業の全般にわたり、全国に誇れる川越産品のブランド化に向けて検討してまいりました。その結果「地域ブランド品認定制度」を確立し、平成17年度より認定・推奨し、全国にアピールすることにより川越産品のイメージアップを図ることになりました。また、平成26年度の認定から、より親しみやすいように通称名「川越セレクション」とし、ブランドマークもリニューアルいたしました。

この小江戸川越ブランド産品事業も単なる観光客の土産品にとどまらず、観光都市小江戸川越を全国ブランドとして定着させ、地域産業の振興と地域経済の活性化につなげていくことが重要と考えております。

「一度行ってみたい小江戸川越、もう一度行って見たい小江戸川越、住んでしまいたい小江戸川越」の実現に向けて努力しています。このためには皆様のご協力が不可欠です。同時に、多くの皆様に当観光協会にご加入いただき、優れた小江戸川越産品のブランド化にご協力いただくと共に、魅力ある観光によるまちづくりにご協力くださりますよう、お願いいたします。

小江戸川越ブランド産品事業の概要

事業の目的

小江戸川越の優れた素材、技術などを活かし、川越らしい本物にこだわった魅力ある地域産品を、小江戸川越のブランド品として全国にアピールすることで、川越全体のイメージを高め、地域産品の向上及び普及を図り、併せて新たな地域産品の開発を促し、もって川越市の産業の振興、発展に寄与することを目的としております。

対象商品

小江戸川越ならではの素材、製法、技術、商法等を用いたもの、又は川越地域内において生産、製造、加工等されたものを対象としています。

申請資格

申請には、次の(1)から(3)まで全て要件を満たしている必要があります。

申請資格

- (1) 本店あるいは事業拠点が川越地域内に存在していること
- (2) 組織または自主的な検査体制が確立されていること
- (3) 責任者、責任の所在が明確であり、消費者からの苦情、要望などに対する処理体制が確立されていること

申請

小江戸川越ブランドの認定を受けたい場合には、所定の申請書を指定日までに協会に提出してください。なお、手数料が必要となります。

審査

審査は、消費者団体、学識経験者並びに事業委員会委員等幅広い層から会長が指名した者からなる審査会を開催し、次の審査基準に基づき審査いたします。

審査基準

- (1) 小江戸川越の自然、歴史、文化に由来するものである
- (2) 他地域に対して独自性のある素材、製法、技術等を用いたものである
- (3) 名称、意匠及び材料が本市にちなむ要素を有する
- (4) 本店（本社）又は事業拠点（営業所、支店、工場）が川越地域内に存在する
- (5) 業界での製造基準、表示義務をクリアーしていること（必須条件）
- (6) 他の特許品又は登録品の模倣品でないこと（必須条件）
- (7) 製造・販売について、法令による許可又は認可を必要とするものは、当該許可又は認可を得ていること（必須条件）
- (8) 食品衛生法（昭和23年法律第233号）、計量法（昭和26年法律第207号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、観光土産品の表示に関する公正競争規約（昭和41年2月公正取引委員会告示第6号）等の関係法令に違反しないこと（必須条件）

なお、審査会の要請により、見本の提供又はプレゼンテーションを求める場合があります。（見本は原則として返却いたしません。）

認定証の交付

審査の結果、小江戸川越ブランド産品として相応しいと認めた場合には、認定証を交付いたします。

有効期間

認定証の有効期間は、認定日から2年後の年度末までです。ただし、認定を取り消された場合には、取り消しの日からその効力は消滅いたします。

PR方法

認定を受けた商品については、ホームページ等に掲載しPRいたします。

ブランドシール

認定を受けた商品には、小江戸川越ブランド産品を表す「ブランドシール」を購入し貼付けて販売することができます。

変更承認

認定品の名称、意匠、容器、規格、量目、価格等を変更する場合は、所定の変更承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。

認定の取消

次の各号の一つに該当すると認めるときは、認定取消となります。

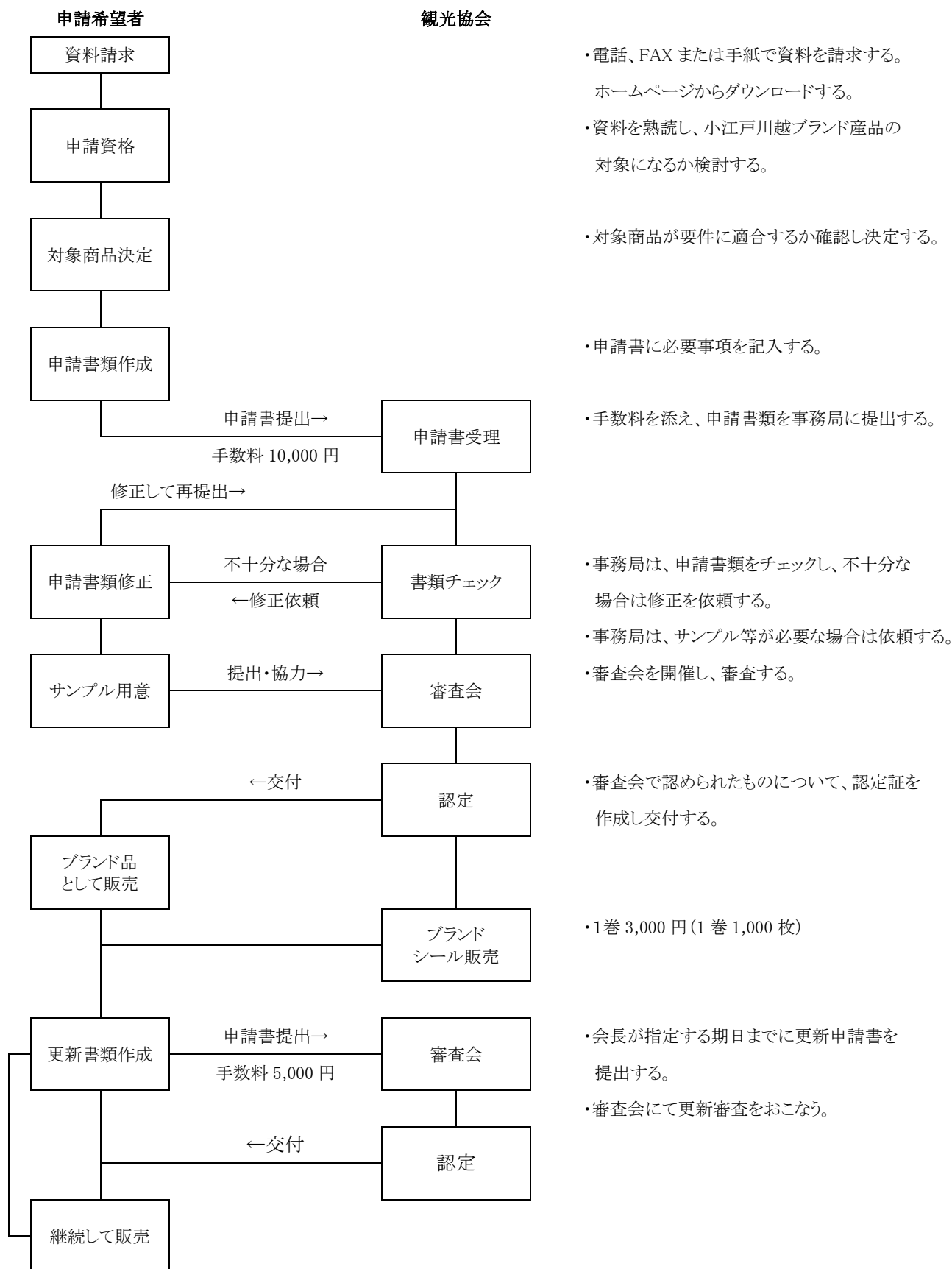
- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 認定基準の要件を欠くことが判明したとき(2) 認定の信用を失う行為があったとき(3) 関係法令に違反したとき(4) 苦情の責任を負わないとき(5) 承認を受けないで意匠・容器・量目及び価格を変更したとき(6) 認定品の製造・加工又は企画を中止したとき(7) 仕様等を変更したことにより、同一性が認められなくなったとき(8) その他協会が不当と認めるとき |
|---|

詳しくは、観光協会事務局にお問い合わせください。

連絡先

公益社団法人小江戸川越観光協会事務局
〒350-0056 川越市松江町 2-1-8
tel. 049-227-9496 fax 049-227-9497
E-mail kawagoe@koedo.or.jp
URL <http://www.koedo.or.jp>

小江戸川越ブランド産品認定までの流れ



様式1（第4条関係）

小江戸川越ブランド産品認定申請書（新規・更新）

令和 年 月 日

公益社団法人小江戸川越観光協会会長 様

所在地
名 称
代表者
連絡先

下記の商品について、小江戸川越ブランド産品の認定を受けたいので、小江戸川越ブランド産品事業実施要領第4条の規定に基づき申請いたします。

記

商品名			
品目	食品（ ）・民芸品・農産物・工業製品・その他		
生産開始	MTSHR 年 月	年間生産量	
商品の特徴 (川越らしさ)			
製造等の場所		工場名	
表示内容 食品衛生法や家庭 用品品質表示法等 に基づく表示項目 等を列挙			
申請品1単位	(内容量)	(小売価格)	円
主な販売先	国内（市内 %、県内 %、県外 %） 国外		
企業の概要	資本金又は出資金 千円	創業年月 年 月	従業員規模 人
前回推奨の 有無	有・無（認定年月日・番号）		
	前回推奨品との相違点		

記入上の注意

- 1 商品名の欄には、個々の商品名を記入し、商品番号、型番号等のある場合には、これも記入することにより、商品が特定できるようにしてください。
詰合せセット等として推奨を受けようとする場合には、セットの固有名詞とともに、そのセットで組み合わせる商品名も併せて記入してください。
写真撮影可能な商品については、1部添付してください。
- 2 品目の欄は、食品・民芸品・農産物・工業製品・その他のいずれかに○印で囲んでください。
- 3 年間生産量の欄には、単位も記入してください。
- 4 商品の特徴の欄では、「川越らしさ」をできるだけ具体的にアピールしてください。
- 5 表示内容の欄には、表示項目を列挙してください。申請書に書ききれない場合は、別紙として一覧表を添付してください。
- 6 申請品の内容量・小売価格について、同一商品について数種類がある場合には、代表となるものを記入し、その他のものについて一覧表を添付してください。

(参考) 商品名

内容量				
小売価格				

- 7 主な販売先の欄には、過去1ヶ年の販売実績に基づき、合計が100%となるように記入してください。
- 8 前回認定されている商品の場合は、前回との相違点を記入してください。